

北小岩一丁目東部地区内の車両交通の安全性を高めることを求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 21 号

受理年月日 令和元年 9 月 17 日

付託年月日 令和元年 9 月 25 日

陳情者
.

陳情原文 北小岩一丁目東部地区(以下、地区と記す)では、北小岩高規格堤防整備事業との共同事業としての土地区画整理事業が平成 29 年 9 月によろやく使用収益開始されました。現在は、地区内に住居を再建し、生活を始められた方もおられる状況です。さて、本共同事業は、その目的として安全・安心な治水環境・居住環境の実現がうたわれています。その中に、地区外との車両通行環境を整備することが掲げられており、緊急時車両の迅速な配備を可能とするとなっています。しかし、そのことは同時に単なる地区内通過車両の増加も誘導するものと予想されました。地区内歩行者、特に高齢居住者等への通行時安全の確保が損なわれる側面を持っていることが計画時から懸念されていました。

実際に見られる地区内通過車両の例として、旧千葉街道を南下する河川敷利用者等の車両が江戸川堤防天端(以下、天端と記す)から地区内へ左折進入し、地区内を通過する。河川敷利用者等が旧千葉街道から地区内に進入し、地区内を通過した後、天端への出口を右折し河川敷へ向かう。が挙げられます。

現状では、天端から地区内への進入は、進入禁止標識や天端上の区画線により規制されているが、規制を無視して通行することが可能な状態にある。地区内から天端への出口には右折禁止の標識は設置されておらず、天端上の区画線による規制のみである。天端の区画線は複雑であり、一見では分かりづらいものとなっている。といった状況にあります。

これらの課題は天端と地区が接する交差点での交通規制を見直すことにより解消できると考えられます。

そこで、本陳情は、堤防の天端上に分離帯を設置すること、および地区から天端上へは右折禁止(左折のみ可)の標識を設置することを提案するものです。

これらを実施することにより、地区内の通過車両を抑制することが期待され、通常時の歩行者交通安全の確保を十分なものとすることを実現することができると考えられます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

(裏面に続く)

記

- 1 北小岩一丁目東部地区と江戸川堤防天端との交差点の天端上に分離帯を設置することを求めます。
- 2 北小岩一丁目東部地区から江戸川堤防天端への出口に右折禁止標識を設置することを求めます。